

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会 活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

5月31日（水） 障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

2 活動計画について協議 <5月31日（水）>

- (1) 特別委員会の所管事項に基づく調査項目を確認する。
- (2) 調査期間及び条例案の提出目標時期について協議する。
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など、どのような内容の調査を行うかなど）

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会 活動計画書（平成29年5月～ ）（案）

平成29年5月31日現在

1 所管調査事項

・障がい者差別解消条例の策定に向け、調査・検討を行う。

2 重点調査項目

・障がい者差別の解消に関連する法律及び他の都道府県の条例を調査し、条例案の検討を行う。

3 活動計画表

重点調査項目	平成29年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
<調査方法> ○当局から説明聴取 ○法令・条例の調査 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議 など	委員会設置 委員会 重点調査項目、年間活動計画（5/31）	委員会 <当局から説明聴取、委員間討議等>	委員会 <法令の調査、委員間討議>	委員会 <法令・条例の調査、委員間討議>	委員会 <条例の調査、参考人招致、委員間討議>	委員会 <参考人招致、委員間討議>	委員会 <参考人招致、条例案の方向性の整理、委員間討議>	委員会 <条例案の方向性の整理、委員間討議>	委員会 <委員意見の集約、委員間討議>	委員会 <条例案検討、当局・関係者意見聴取、委員間討議>	委員会 <条例案検討、当局・関係者意見聴取、委員間討議>	パブリックコメント	委員会 <条例案検討、委員間討議>	委員会 <条例案の取りまとめ・提出> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">提出前に全員協議会で説明</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">委員長報告</div>
執行部の主な予定		成果レポート（案）				平成30年度経営方針（案）	当初予算の考え方	当初予算要求状況		当初予算案	平成30年度経営方針			

4 県内外調査について

(1) 県内調査

日帰りの調査を適宜実施することができる。

(2) 県外調査

1泊2日以内の行程で1回実施できる。重点調査項目を中心として調査を行う。

議員提出条例に係る申合せ事項フローチャート

